

環境リスク評価を活用した化学物質管理の促進における環境リスク評価の対象物質について

川崎市大気・水環境計画における環境影響の未然防止を推進するための取組のひとつである「環境リスク評価を活用した化学物質管理の促進」(リーディングプロジェクト)の対象物質は右図のとおり。

対象物質の条件

以下の条件を満たし、環境リスク評価が可能であることを原則とする。

(1) 市内で大気への届出排出量がある物質

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)に基づく化学物質排出移動量届出制度(PRTR制度)で届出対象とされる第一種指定化学物質のうち、当該制度において、市内で大気への排出があるものとして届出のある物質であって、当該届出が一定程度継続している物質であること。

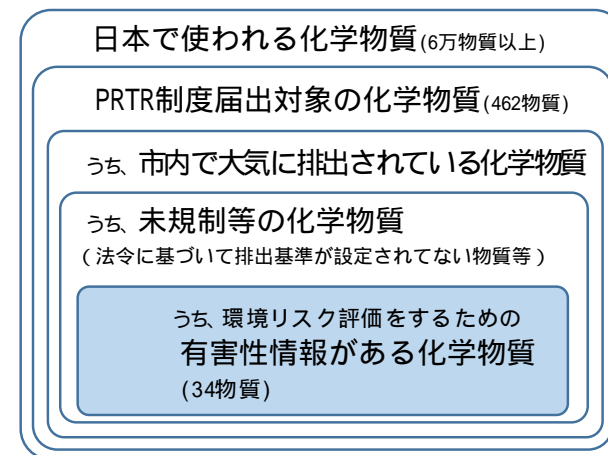
(2) 未規制等の化学物質

環境基本法(平成5年法律第91号)や大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)等の各法令に基づき大気環境に係る環境中の目標値又は排出規制が定められている物質(別表に掲げる物質)でないこと。

(3) 有害性情報がある物質

環境省の「化学物質の環境リスク初期評価」、又は独立行政法人製品評価技術基盤機構及び一般財団法人化学物質評価研究機構の「化学物質の初期リスク評価書」において、吸入に対する長期暴露の有害性について、評価に係る有害性指標が掲載されている物質であること。

[ 環境リスク評価対象グループのイメージ ]



( )内の物質数は令和3年3月現在

図 環境リスク評価の対象物質イメージ

別表

法令名	環境基本法平成 5 年法律第 9 1 号)	大気汚染防止法 (昭和 4 3 年法律第 9 7 号)			川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 (平成 1 1 年川崎市条例第 5 0 号)		
項目	環境基準 ・有害大気汚染物質 (ベンゼン等) に係る環境基準 ・ダイオキシン類に係る環境基準	有害物質 ・ばい煙の排出規制	環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値 (指針値)	指定物質抑制基準	大気汚染物質の規制基準・炭化水素系物質の濃度の許容限度 (規則別表第 5 第 2 項)	大気汚染物質の規制基準・排煙指定物質の濃度の許容限度 (規則別表第 7 第 1 項)	ダイオキシン類の許容限度 (規則別表第 7 第 3 項)
物質名	ダイオキシン類* テトラクロロエチレン* トリクロロエチレン* ベンゼン* ジクロロメタン*	カドミウム及びその化合物* 弗素、弗化水素及び弗化珪素* 鉛及びその化合物* 塩素及び塩化水素 窒素酸化物	アクリロニトリル* アセトアルデヒド* 塩化ビニルモノマー* 塩化メチル* クロロホルム* 1,2 - ジクロロエタン* 水銀及びその化合物* ニッケル化合物* 砒素及びその化合物* 1,3 - ブタジエン* マンガン及びその化合物*	テトラクロロエチレン* トリクロロエチレン* ベンゼン*	キシレン* テトラクロロエチレン* トリクロロエチレン* トルエン* フェノール* ベンゼン* ホルムアルデヒド* ジクロロメタン*	カドミウム及びその化合物* フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素* シアン化合物* 鉛及びその化合物* 塩素 塩化水素 アンモニア 窒素酸化物 二酸化窒素 窒素酸化物 全窒素酸化物 二酸化硫黄 硫化水素	ダイオキシン類*
種別	環境中の目標値	排出規制	環境中の目標値	排出規制	排出規制	排出規制	排出規制

\* PRTR 制度で届出対象とされる化学物質